

1. 件名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（9）」

2. 日時：令和3年6月9日（水）10時00分～12時05分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

原子力規制部 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他22名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー 他1名

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. その他：

資料1 基本設計方針（2回目申請）のイメージ

参考

※ 令和3年6月2日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	おはようございます。規制庁の石井です。それではただいまから6月9日のRFSの設工認に関するヒアリングを開始したいと思います。よろしくお願いいたします。最初たるフェイス側から本日の参加者等本日の説明の方針について、最初に資料、
0:00:21	等についても説明をお願いします。
0:00:25	はいRCS東京事務所オノです。こちらの参加者ですが、東京事務所側がですね、サイトウ所長代理以下、1へ救命です。
0:00:39	この中にはポートで参加しているサイジングさを含んでおります。他に東京電力さんが二名、こちらの会場から参加後日本でしよう検査1名リモートで参加しております。
0:00:54	戸松側の参加者の方から紹介をお願いします。はい、リサイクル燃料貯蔵シライですね、RFS六つの不参加者ですけれども、アカサカセンター長他13名、合計14名になっております。以上です。
0:01:14	はい。都庁事務所のです。それでは本日の資料でございますが、ロジックペーパーに従いまして順番に説明をさせていただきたいと思っております。
0:01:24	本日津波、そのあとに、自然現象それから火災爆発、最後に図面についてということで大きく四つについて説明をさせていただきたいと思っております。
0:01:36	それでは初めに規制庁の石井です。はい。
0:01:41	1件確認なんですけど、6月4日付で00302回位置という一般産業巧妙引か話が入っていた資料があったと思うんですけど、あれについては今日触れられ、
0:01:57	8000かちょっと確認しておいて提出日が6月4日で買いになっていたの、あと提出もし可能であれば、ちょっと
0:02:06	そちらの認識とあわせたい部分があるんですけども、そこはいかがでしょうか。
0:02:11	はい、ある日東京事務所なのですが、同資料6月4日に改定PARの横断しておりますので、資料のページ、それから説明むつのほうからになりますのでこれ説明可能でしょうか。
0:02:28	はい、大丈夫です。
0:02:30	一番最後のあれば、
0:02:34	規制庁のCSR一番最後で構いません。前回少しその一般産業用工業品の記載の方法について、前回の資料の次回審査会合の資料のところの確認で最後に触れた部分があるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	ちょっとその認識を適切に共有しておいたほうがいいかなと思いますので、最後に、よろしく願いいたします。
0:03:01	であれば、状況です。
0:03:04	承知しましたのでは一番最後に、まだ一般産業を要綱要否の件についてご説明をさせていただきます。
0:03:13	それでは津波のところからいきたいと思います。話です。
0:03:21	はい。RMSE六つ本社牟田と申します。それでは節1を010、津波による損傷の防止に関する設計について説明いたします。
0:03:34	こちらの資料タイトルポジションペーパーにも記載の通り設工認添付書類添付6に関する事、説明になります。
0:03:42	それでよろしいですね、説明の時はすみませんポイントを説明していただければ今日の資料が沢山あるので、ポイントを説明していただいて、何か適切に伸びていおいたほうがいい部分があったらそこをピックアップして説明を簡単に端的にお願いいたします。
0:04:02	はい。昔無駄でしょうします。
0:04:04	資料の4ページご覧ください。NIPPOよりまず添付6の構成と事業変更許可との整合性について、5ページの増1図1をもとに説明しております。
0:04:18	この説明の中で条文要求への適合性につきましても言及しておりますが、こちら8ページの後ろにつけております。別件で説明しております。
0:04:28	本資料では大きく2点ほど説明がございしますが、こちらは第3項第4項で示してあります。また1ページ目の第3項からですけれども、こちらでは添付6の構成を踏まえまして、記載の充実、充実を図るため仮想的大規模津波の設定案。
0:04:47	津波の影響を考慮する施設の選定について補足しております。
0:04:51	1ページ目からは、2ページ目にかけて説明しておりますが、これらを具体的に構成案という形にしたものを参考資料として資料の最後にお示しております。
0:05:02	続きまして3ページから第4項になります。こちらでは5ページの図1で示してあります。しきフロート設工認申請書の関係を踏まえた対応についてまとめています。
0:05:16	8ページ目、表1、ご覧ください。図1のフロー図でも示してありますが、津浪防護基本方針の対象となります機器貯蔵建屋や金属キャスクの評価につきましては、2回目申請の添付で詳細に説明されますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	それらの評価に加えましてタスクグループ蓋部の構造から事業変更許可で説明しております。敷地境界外における公衆の実効線量が年間1ミリシーベルトを超えないということを、要は総合的に担保するという説明をさせていただきます。
0:05:53	それで最後に
0:05:56	それにすいません追加図のほうのチラシをお願いします。
0:06:02	浅部へ当日の資料になるんですけども、
0:06:06	補足説明の資料1ページ、第2項の第2案第2段落のほうで全体を俯瞰してみることができるように2回目の基本設計方針では、施設の設計方針を追記して全体構成するという旨記載しておるんですけども。
0:06:23	先週のヒアリングでいただいたご発言勘案しまして、現状こちらで全開するような対応を考えております。
0:06:33	追加でお示しする施設の設計方針Aについては小番号としては、連番となりますが、1回目の申請に記載の共通事項をまず資料としてはその勾配分のみを申請するイメージを持っております。
0:06:50	一応簡単ですが、説明終わり。
0:06:56	はい。それでは規制庁側からコメント等をお願いします。
0:07:05	規制庁の尾崎です。
0:07:08	イトウ
0:07:09	先ほどの説明の2ページ目の基本設計方針のところ、ちょっと盛り込んでいただきたいということでコメントをしたいと思います。先日来、審査会合のパワーポイントでもこういった内容ってということで、
0:07:29	コメントしてると思うんですが、まずい入れていただきたい要素としては大きく2点あって1点目としては、
0:07:37	津波が来ても、引き続き、その監視ができる状況にしておくということを許可時点でもいい。
0:07:46	書かれているので、まず状態を実現するために、
0:07:52	今回の電気設備をちゃんと準備しますっていうこととあと既存の設備が壊れても代替計測器で対応できるんだっていうことをちゃんとここに明示いただきたいっていうのが1点目です。2点目は、
0:08:14	電気設備については何か高台に設置するみたいなこと書かれてたんですけど、この代替計測についてもですね同様にその浸水しちゃいけないものなので、そこはその浸水しないようにセンター南方課題とかですねDt何mとかそういう情報も、
0:08:34	電気設備同様Aとしていただきたいと考えています。以上2点ですが、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:44	いつ本社またはです。3 対応についてそれに対するよう検討していきたい。
0:08:53	すみませんRFS六つのイトウです。ちょっと確認なんですが、
0:08:57	まず 1 点目の継続して監視できるっていうお話をいただいたんですか。実際には津浪襲来直後から継続できるかはちょっと微妙なところはして若干ブランクがある可能性があるんですが、こういったことも含めて記載するという。
0:09:17	よろしいでしょうか。すみません、そういう細かいことはあんまりとして何かその辺のタイムラグがということであると思うんですけど、そんな 1 週間とか、何日もできない状況にはなくて、
0:09:30	なんていうんで、必要な体制を整えるっていう記載もありましたので、その範囲の範疇において適切に継続して監視できるっていう趣旨で今申し上げたところ です。
0:09:43	RMSE普通のイトウですが措置ました。それからもう 1 点目なんですが、えっ とですね、実は前期設備をという記載をしまして、なぜ等々しているかとい うと、
0:09:58	今回その電気設備がメインになっているので、あまりほかのその設備等につ いては触れなかったっていうことがあって、今、逆に一方という言葉について いるんですが、ここは先ほどご指摘いただいて、大体いただければ、今回どう新 品範疇に入っているのか、そういったものをここに含めていくっていう理解でよ ろしいでしょうか。
0:10:19	そうですね。そうですね、そこを明確にしたほうがいいんじゃないでしょうか。
0:10:26	規制庁コサクですけど、ちょっと心配実績
0:10:31	ほか、
0:10:32	ちょっと勘違いしてるっていうか、今回申請設備じゃないから書けないって いうのは大きな間違いで、
0:10:40	基本設計方針は次回も含めて全体としての方針を示すと。
0:10:46	で、今回のこちらの申請もキャスクなり、建屋は次回だけですけれども、その 方針を立てないと、それ以外の電気設備だったり、周辺設備の設計の考え方 っていうのは示せないの、
0:11:01	そういったところは基本設計方針としてしっかりと共通のものとして示すとい うことになっていたと思います。それなので、たとえその代替計測が次回あった としても書いていい話ですし、
0:11:16	そういったところはもうあまり気にせずちゃんと御方針を示していただいた ほうが良いと思います。
0:11:24	はい、RMS六つのイトウです。はい、承知しまして、ちょっと我々としては、基 本設計方針以降添付資料なりが時とリンクし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	いうのをちょっと持っておいていたもんですから、今の御指摘を受けて2点目については、システムを記載をしつつ、ここで答え思いますけどです。
0:11:46	手帳コサクですけどちょっと念のため確認なんですけど、混沌と添付が臨空があるというのはおっしゃる通りで、ちゃんと整理してもらわないと、本文と添付がずれているところもあるんですけど、今の話も私は本文の基本設計方針。
0:12:04	ことだと思って話をしていたんですが、中を基本的方針が十分じゃないような対応をとるようなイメージもあって、特に今日の後ろのやつにもそのあたりを書いてませんし、
0:12:18	そこは本文として記載するという意識を持っているかということ、あと添付書類の方はプラスかえっていいものなので、それこそ次回にやろうなんだろうと書いていただいて、この部分は工事開始性ですと言ってくれればいだけであって、
0:12:35	より一層心配する必要はないような
0:12:38	どういう認識でいきますか。
0:12:42	RSWの育成クドウもう、先ほども御で決めた通り基本設計方針とその添付が何か一対一で対応しているところにちょっと重きを置き過ぎていたので、もう少しその基本設計方針での全体的な方針を見せるような
0:13:01	駆け込みではよいかないというふうに思っております。以上。
0:13:10	規制庁コサクですけど、具体的に基本設計方針にどういうことを追加しようと思われて、
0:13:17	それについても、その一方ですねと、先ほどの御指摘があった2点目、にあった通り、第1回の申請として電気設備がはじめにということで所管積雪やなるべくくれないようにというふうに推定していたんですが、代替設備等の話も出ているので、
0:13:36	そういった設備について、もう少し、これについてはきちっと触れるべきかなというふうには考えていませんよ。
0:13:48	規制庁コサクです。触れるべきかなと思ってなくて、どういう内容として、今日の資料で17ページの下に基本設計、
0:13:58	方針の記載があるわけですよ。これ基本方針ですけど、これは、
0:14:06	あれは法令、
0:14:08	はい、いいんでしょうか。
0:14:19	この本部じゃないか。
0:14:23	統一した根本分での規制設計方針と同じようなことを書かれてるんだと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	この辺りでどこにどういうふうなものを確保とされているのかかというのを御説明いただけますか。
0:14:45	そういう意味ではされるとやっぱ2ページ、ここではなく、
0:14:50	参考資料1-1ページだと思いますか、2ポツに下のほうに書いてある。なお書き以降ですかね。
0:15:03	こちらに議会への反映事項として、電気設備等ということだけを記載しているんですが、こちらについていろいろ拡大に回帰しなくちゃいけない設備等がありますので、そういったものを具体的に記載していくっていうイメージを持ってます歩いたらイトウです。以上です。
0:15:24	規制庁コサクですけど、説明を書くということ言ってるのではなくて、これだと手順の話しかないですけど、設計としてけえ高台に設置をする電気設備を、があるとか、
0:15:40	内審査会以降の資料はとして、前回のヒアリングでお話しましたが、そういったことは、その部分のこの部分っていうかこのほんとなとしての
0:15:52	基本設計方針の中で、そういったことをうたってもらわないと
0:15:56	前回のヒアリングでも話をしたつもりですし、先ほど尾崎も指摘したということだと思ってるんですけど、何かやっぱり認識せませんですけど大丈夫ですか。
0:16:11	isむつのイトウです。私の名としては、基本的には公団の設備対応すべき設備が集めて抽出されているというふうに理解していますので、まずは、ここはそこまでかなと思っていて、
0:16:29	具体的な運用については別途御への範疇で定める下水道すいませんはい運用についてのことなんか言ってなくて、高台に設置するって言うてるんですね。はい。
0:16:42	それは何ですか。
0:16:46	この設備の機能確保したかね。
0:16:51	規制庁コサクですけど、そのことをどこに書いてあるんですよ。
0:16:58	FRSのイトウです。そういう意味では、今の設備は列挙するだけではなくて、なにをその設備に期待してるかということも含めて記載すべきかなっていうふうに思っていますよ。
0:17:10	規制庁、古作です。そういうことを前回でやってお話してて、審査会合の資料に反映されているはずなんて、
0:17:18	それを具現化してちゃんと申請書に落とすっていうのはこの場所なわけですよ。
0:17:23	なので長。
0:17:25	会合で嘘つかないんですね、ちゃんと対応してください。よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:30	あれ進むのイトウで承知しました。
0:17:35	アカサカですけど、ちょっともう1回確認させていただくと、今も書いて鉄鋼6-1-1っていうのはこれ、添付書類。
0:17:44	腐食層ですね。
0:17:46	則です。その設計方針なんですけど、本文としてそういうことを書いていくと添付書類のほうも直りをねと。
0:17:56	油圧の例になるので、あくまで、
0:18:00	議論のためのものとして、このページを開いただけですので、必ず着手ください今背整理してるは添付の
0:18:09	それはもう示してるだけだったので、今回全体から見るとですね、基本設計方針と添付とどこに何を書くべきかっていうのを改めてですねこの部分についてもですね設置させていただいて、
0:18:20	また、補正案を提案するというにしたいと思いますのでそれでよろしいですかね。
0:18:27	ちょっと補足です。今回の資料がまだ十分じゃないということは理解してますし、なので、単純に
0:18:35	今のオザキの指摘の理解がどうなっているのかどう反映するつもりかって言うのをお話をするためにこのページ開いていただけないので、今後本文添付それぞれで規制に修正追記なりしていただければ結構です。よろしく願います。
0:18:53	アカサカですありがとうございます。また、これって1週間前出した資料だったので、またそこら辺もですね整理しながらですね、また、
0:19:01	大学生に思います。
0:19:02	よろしく願います。以上です。
0:19:05	規制庁がCですけど、今どういうふうに根部をどう切り替えるかっていう方針に関して、検討中であると思いますけど、昨日か一昨日の時点で出てきた展開オザキの方がオーダーした。
0:19:22	様式7に相当する部分が今の上式七尾ヒアリング資料として準備いただいた部分が今のその津波に対する基本方針もこういうふうに書きますっていう例なのかなっていう理解はするんですが、その辺はいかがでしょうかそれから今日のヒアリング資料には何か
0:19:42	話し合いですけど、そこでまとめているという理解でよろしいでしょうか。
0:19:49	或いはその他のイトウで政党申し訳ありません、まだ様式化のほうにはですね範囲もできておりませんのでそちらも含めて修正したいと思っていますよ。
0:20:00	規制庁イシイです。状況がわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:04	審査会合町控えているので、至急、そこは反映したものを準備してできたら次の会合とかで間に合うのであればそこだけ特出しでもいいので、もう修正したものを示してもらえればなと思いますがいかがでしょうか、あと2日しかないんですけれども、
0:20:23	或いはスムーズに戻す頑張りたいと思います。以上です。
0:20:28	よろしくお願いします。
0:20:30	規制庁の石井です。ほかにコメントをお願いします。
0:20:50	規制庁の石井です。10についてはよろしいでしょうか。
0:20:58	よろしければ次の資料の説明をお願いします。
0:21:03	はい。では続きまして、011 競馬拒ん含めて資料三つでございますが、自然現象等による損傷の防止について御説明いたします。
0:21:13	はい。
0:21:15	はい、ARFスムーズ千葉でございます。それでは資料のほうは011と、あと01。
0:21:25	1-1-
0:21:27	01、こちらをお開きください。説明内容をかぶるところでございますので011と011-01を続けて御説明させていただきます。
0:21:42	まず資料のOPT1のほうですけども、こちらの1ページ目PDFでいいますと、3ページ目になりますけども、こちらをお開きください。
0:21:56	こちらは全体自然現象等による損傷の防止に関する全体の概要ということで01-01とかぶる内容でございますので、内容は変えさせていただきますが、1点だけ大台に1ポツの第2段落目、第3、
0:22:16	段落のところですね、当の4行目になりますけども、
0:22:24	ここで
0:22:27	5する考慮すべき事象から防護する施設の記載がありますけども、ここでは使用済み燃料貯蔵設備本体を金属キャスク及び貯蔵架台並びになどを使用済み燃料貯蔵建屋、
0:22:45	ということで表現しておりますけども、ここは事業許可ではあの施設ターンの単位のつくりでこの本体という表現と、あとそれに附属する設備として金属キャスクと貯蔵架台というふうな御説明になっておりましたので、
0:23:01	今ここではこういう表現使っておりますけども、後程説明できてます言語すべき施設自体は直接金属キャスクとあと貯蔵建屋とこの二つであるという説明になっておまして、これ申請書の中でもそういう表現しておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:20	ここ誤解のないようにここでSOPを説明させていただきますということなん貯蔵が大というのは自然現象等から守るべき施設としては考えてないというところになります。
0:23:32	この資料 011 の資料については以上になります。
0:23:36	続きまして、資料の 011-01 のほうをお開きください。
0:23:44	ええと、こちらにつきましては
0:23:49	PDFのページで 3 ページ目になりますけども、1 ポツで補足説明の目的ということで大きく二つ、まずは今の申請書なんですけども本文と添付書類に分けて構成しているということと、あとは基本設計方針の一部或いは添付書類の添付等を次回、
0:24:09	としていることから、全部が掴みにくいかもしれないということで、この資料を持って全貌を説明したいということと、あとまた以降に書いてあることはこれ今申し上げました通り第 2 回に送っている部分がありますので、その部分を食ったとしても、
0:24:26	第 1 回の申請範囲としては十分な説明であるということの補足説明したいと考えております。
0:24:33	同じページ 2 ページ、2 ポツになりますけども、ここは考慮すべき事象等、あとは守るべき施設、あとは守るべき施設ではないけども波及的影響を挿入する施設というそれぞれいろんなものがあるか。
0:24:48	な説明と、あとはそれに加えて、次のページになりますけども
0:24:57	運用手順で技術基準適合対応するものもありますので、そういったところもありますということを説明しております。
0:25:07	ここでPDFのページで 23 ページ目になりますけども、下のほうに 2 ポツ 2 の (1) で外部事象防護施設という言葉出てきますけども、ここが自然現象等からの守るべき施設ということで事業許可等でも、
0:25:27	まず 1 点付けをしてますけども、先ほど 011 の資料で御説明した通りこの施設というのは、具体的には金属キャスクと貯蔵建屋、この二つですというところを本来ます。
0:25:43	と次のページでPDFのページ 4 ページ目になりますけども、3 ポツで第 1 回設工認の記載範囲ということで再送ますけども、大きく書いてある内容は施設共通の設計方針として全体の説明。
0:26:02	は十分できているというふうに考えております。ただ、今具体的に置いているものについてはその方針に従った評価結果これについては、具体的にはを貯蔵立てる金属キャスクに対する評価結果ということになりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:18	第1課には含めておりませんが、それぞれに対する評価方針は第1回の基本設計方針を記載しておりますので、方針の説明として第1回十分かなというふうに考えております。ただ一部金属キャスクに対する評価結果あのうちですね。
0:26:36	外部火災に対する評価結果につきましては、これは第1回申請範囲の電気設備の電源車、これ火災減として評価しているというふうな関係もありますので、それについては評価結果まで含めて説明する流れが自然だろう。
0:26:53	ということで、外部火災については評価結果まで添付書類としては農地無視しているというふうなことになります。
0:27:01	どうぞ。おお継ぎPDFのページで5ページ目以降になりますけどもまだをページ目の3-1表はこれは基本設計方針、
0:27:11	資料ページめくって、
0:27:14	明日はそうですね。網紙お持ちなんですね、すみません、今からの紙のページで御説明します。深みのページでいきますと3ページ目これ横長の表になりますけども、ここは基本設計方針いんで大体どんなことが書いてあるとかで第2回でどんなことを追加しようとしている。
0:27:34	ということで、それぞれ比べてみて第1回の範囲は他行だと説明をしたいというふうになっております。
0:27:41	同音で第2回冷水委嘱をしているところ、真ん中の列ですけれどもその一番上のところに、自然現象という表現が記載ありますけども、ここで飛来いい対策のことが書いてあります。
0:27:58	来飛来対策につきましてはこういう対策をとってちゃんと大丈夫にしますと、基本設計方針に書いておりますが、評価結果としてその結果そ基本やってきの損なう恐れはないというふうな結論的なところについては、
0:28:13	第1回に含めてないということで、第2回に追記したいというふうに考えております。
0:28:19	以下竜巻等につきましては一発外部火災につきましては、これらは金属キャスク或いは貯蔵建屋に直接直結評価結果他にありますのでそれは第2回で追加しようというふうに考えておりますという説明です。
0:28:36	あと次の上巻ページ4ページ目になりますけれども、ここから7次のページも含めて添付書類についてどういう構成になってるかという説明になります、ここではちゃんと通りなんですけども紙のページで5ページ目のところで、
0:28:53	コタツな機能を第2回で追加しようとしているところの真ん中の列ですね、一番上の行の真ん中の列のところ添付書類の表現二つに分かれておまして、この竜巻のところだ添付書類を追加し

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:09	ていうふうな論議してこれあのえっと添付書類そのものは今つけてませんので、添付書類を丸ごとつけようとしているものになります。
0:29:18	当一番真ん中の列の一番下のところで、外部火災になりますけども、同じ似たような表現ですけれども、添付白い2か汚水イシイというふうな表現してるところもございますけども、これについては、第1回について添付書類そのものは預けてますけども、
0:29:35	一部金属キャスク一般する評価結果等についてにつきまして、記載してない部分もありますので、添付書類はつけてはいるものの、第2回目でそこについてをしようとしているようなものになります。
0:29:50	あと町長さん一番最後のページで紙のページ、ページ目になりますけどもとしてのさらなる信頼性向上のための措置ということでこちらは下に二つほどポツで出してますけども、これについての事業許可段階で自主的に対策するものですということで明確に記載して、
0:30:10	内容になりますけども、これについては、基本的安全機能を損なう恐れ対して、特に必須な対策ではないということで、基本的には設工認の添付書類等も含めて記載はしないというふうな方針で考えております。ただ、
0:30:29	自主的な設置とは言いながら前段の段落の最後のところに書いてますけどもいろんなその面から検討して、既設の設備等に悪影響を及ぼさないような設計は当然考え。
0:30:43	うなことをしております。
0:30:45	私払い説明は以上になります。
0:30:50	はい。RS-2オノです。この後の5番のゼロにちょっとまた竜巻のお話になりますのでちょっとここで一度御説明を一体と思えますでしょうか。
0:31:02	規制庁の一井です。来てもらってもですね、じゃあ、まず最初がゼロ1までのところで、規制庁側からコメント確認お願いします。
0:31:13	規制庁のカミイシです。
0:31:17	まず宣誓書の基本設計方針については今検討されている段階ということなので、これから検討されると思うんですけども、現像申請されている基本設計方針を見るとですね、
0:31:32	各自然現象の事象に対して具体的に
0:31:36	貯蔵建屋とか金属キャスクに対する
0:31:39	設計方針が記載されているんですけども、それを書くためにはですね基本設計方針の中で棒対象施設の選定の結果も含めて書いておかないと何なんですそれだけでいいのかっていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:56	文章として繋がらないというかですね、そこが基本設計方針の中でわからなくなってしまうので、それについては設置する方向で検討していただければと思います。
0:32:08	はい、よろしいでしょうか。
0:32:11	RSの六つの千葉です。そこはすでに基本設計方針に記載していたという認識だったのですねちょっとあまり確認させていただいて足りなければその考え方は時らせていただきたいと思います。以上です。
0:32:27	規制庁のカミイシです。考え方ということですね、今後選定の結果、金属キャスクと貯蔵建屋のみであるっていうところを回答がないといけないかなというふうに考えております。
0:32:41	或いは／んです。
0:32:44	送別方策ですけど、すいません。
0:32:48	確認なんですけど、先ほどの説明で
0:32:53	補訂する課題について、
0:32:56	改定はあるんだけど、対象外だというような話をされていたんですけど、まずそれが何でかけていくことと、その整理がどこでされているのかということについて御説明いただけますか。
0:33:12	はい。／RFS六つ千葉です。ええと書いてはいるというのはこの補足説明資料の中でだけこれ登場してる表現になっておりまして、今となってこれちょっと誤解を招く表現であれば、思ったんですけども事業許可段階、
0:33:27	施設の選定というの事業許可段階ですべての説明している内容になりますので、事業許可の断面ではまだその施設区分として、本体、その追加した設備区分としてAとキャスクと貯蔵架台というような一つのセットの言葉になって扱っていったようなこともあります。
0:33:47	そして、今この補足説明ではそういう表現をしてるだけなんですけども、実際は今の第1回設工認申請書の中ではこういう表現一つの出てきませんし、
0:34:00	実際その外部事象防護施設というのは、金属キャスクと貯蔵建屋であるというふうなところを明記しております。それぞれ理由については、金属キャスクは基本的安全機能そのものが有しているということと、あとは貯蔵建屋についてはその金属キャスクの除熱機能、
0:34:19	と、あとは
0:34:24	ちょっと、
0:34:25	同月と遮へいの機能の一部を担っているということで、それは基本的安全機能を有するに準ずるような位置付けだろうということでその二つを外部処分も

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	施設として選定しているというふうな考え方についてはこれ基本設計方針で謳っている。
0:34:42	積すでもう建ってるつもりだったのですが、もしその記載が見当たらないということであればちょっともう1回とか確認させていただいて、必要であれば反映するというふうなことになります。以上です。
0:34:54	規制庁コサクですけど、建家で今除熱の話を説明されたんですけど、その除熱の説明の中では、貯蔵架台に固定されていて、縦置きでちゃんと外気が全体的に当たるんだと。
0:35:13	自然循環されるんだというふうな前提があるはずなんですけど、その前提なく課題から外れてキャスクが転がっていく箇所に集まっているというようなことでも大丈夫なのかとかっていう評価をしてあるということでもいいんでしょうか。その評価。
0:35:34	それから、どう説明されるということなんですけど。
0:35:41	RFSの立場です。そのキャスクと課題が外れてその状態で自然現象等が影響等がどうかというようなそんな評価はしてるわけではございませんけども、基本的に金属キャスクと貯蔵がたいっていうのは
0:35:58	これまでの説明している設備のグレード分けで言いましたのグレードの①に相当するものをなりまして、の外部事象をの状況考えればそのグレード1Eを防護対象とするというのはそういう考えで今設定しております。
0:36:17	あと貯蔵が耐えに対してちょうどができるの貯蔵建屋あに支持されるものをなんですけども、基本的にそこにその衝撃的な影響を与えるものっていうのは今期何薩摩機能飛来物ぐらいであった。
0:36:35	それは貯蔵建屋ベームを守られるのではそういったものはもうこういう人がないというふうにご考慮して、あとそれら7事象を抽出しておりますけども、いずれもその事象の進展としては緩慢なものをばっかりで貯蔵がたいな静的なものについては、
0:36:54	特に法務ということはあるて説明することはないのかなというふうにご考慮して今ジャストちょっと課題を対象というふうにご考慮しております。
0:37:05	以上です。
0:37:06	規制庁不足です。内容はわかりませんが、
0:37:10	伴
0:37:12	なんていうか、機能維持する施設としては、
0:37:16	登録をされているけれども、自然現象を考えるべきものというところを考えたときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:23	機能をに影響を及ぼすようなものが見当たらないのでという対策をとらなくて費ということをです。
0:37:31	はい。そのようにご理解いただければと思いますRSの千葉です。
0:37:36	規制庁コサクですわかりました。そうすることを添付書類でそういう行動はポンプ対象設備を抽出といったところで語られるっていう必要があると思うんですけど、現状どうなっても、
0:37:49	はい、第1回申請書の外部事象防護施設とこう考えていますというところで表現はされていて、基本的安全機能を有する金属キャスク等先ほど申し上げました。
0:38:04	機能の一部として除熱機能と遮へい機能の一部を担う。ちょっと建家、これをガス化確実に結論が書かれてるのはいいんですけど、結論だけじゃなくて、なぜ重要度が高いとっている課題が対象じゃなくていいのかってことはちゃんと書かれていますか。
0:38:24	RFS虫歯ですけれどもそこは今記載はございません。
0:38:33	規制庁コサクですけど、であれば、先ほどカミイシの方が指摘した通り、明確にしていくとですねその説明もセットじゃないと明確にしたことが適切かっていうことがわからないって、そういったことも含めて求めていただければと思います。
0:38:51	以上です。
0:38:53	RFS虫歯です。承知しましたしました。
0:39:01	規制庁のカミイシですね、ちょっと確認させていただきたいんですけど、
0:39:08	今回の申請対象電気設備で返してくれと自然現象関係がまだあるものがあるかということなんですけども、1個当たって思惑があるかということですけど、あの飛来対策っていうのは、他の法令とうち、
0:39:26	規格等に基づいて何か対策されてるものでもないんでしょうか。
0:39:32	はい、RFSも千葉でございます。飛来物につきましては竜巻に対する事象ということで、これはそういうものを考慮するということを基本設計方針とあと具体的にどのような設計方針を
0:39:49	取りかかるというところは竜巻という事象について添付書類作成しておりますので、その中で説明しています。
0:40:00	以上です。静聴カミイシすいません私なんかMatsuuraもしれないんですけども、結構電気設備の左のあせませんとなったり、雷の対策っていうか、安全シライっていう
0:40:16	心配ちょっとこちらの対策っていうの例とか、企画等で何か定め系やってるっていう状況はないんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:28	はい。経営とRFSスムーズ千葉でございます。当雷のほうの肥大いい設備になりますけども、こちらはご存知の通り今からの追加設置するわけであってもすでに設置されているものをでございます、こちらは建家オノ建築基準法に基づいて
0:40:48	するという時点で、これはそういうシライ設備を設けることになるということで、具体的に研究に基づく設計というふうになります。
0:41:00	以上です。
0:41:02	あそこは規制庁の関連性するとこ電気設備を含めて雷から守るってということだと思あるので、補足説明資料でといったシライっていうのを持ってるかっていうところを御説明についてしていただきたいと思います。
0:41:18	はい。
0:41:21	RFSむつ芝でございます。検討させていただきたいと思います。以上です。
0:41:30	規制庁のカミイシです、ねちょっとライターの
0:41:35	資料のイトウ 101 保健機構、2 ページ目の(2)のという形式を考慮して提出そこ気体については、言い方を
0:41:46	ここで具体的なものとして反応電源車の固縛装置室だけが挙げられているんですけども、ここの記載についてはですね、申請書というとうどう整合目的にちゃんと書いていただきたいと思っていて、
0:42:03	具体、具体的に何かっていうと、運用含めて、
0:42:10	波及的影響を防止するっていう方針が示されているかと思しますので、補足説明資料についてもですねその方針と整合とれるように、適切に補足説明資料を作成していただきたいと、建屋、
0:42:29	RFSむつ千葉でございます。今のご指摘につきまして補足説明資料の位置付けの考え方にもなると思うんですが、今のを飛来物に対する設計の方針ですとか、場合は電車に関連するので、評価結果等まで
0:42:51	今の第1回の申請の添付書類等ですべて出ししているという認識いいでこの補足説明資料はそう。そこを要約した書き方で十分なのかなっていうふうに考えてこれぐらいの記者にしてるんですけども。
0:43:09	いかがでしょうか。規制庁のカミイシです。この補足説明資料を見るというような形的影響として、やるべきものはPSR学卒だけですっていうふうに400ますので、そこは違うんじゃないかなというふうに思ったので、一体、
0:43:26	Rm千葉でございます。具体例としてはだけでも、ほかにもあるということですね。わかりましたの反映したいと思います。以上です。
0:43:42	規制庁コサクです。
0:43:44	今の4通りはそれでいいんですけど、全般的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:51	申請書の本文添付空気が適切に書かれているか、或いはそれを追加する。
0:43:59	必要があるかということも含めて、補足説明資料を提示いただきながら話をしているということなので、
0:44:12	この補足説明資料だけだとその点で、添付が十分であるかということをちょっとよくわからないところがあって申し訳ないですが、その確認をさせていただくと、
0:44:24	はい。
0:44:25	設計飛来物。
0:44:28	ほう。
0:44:29	追えるようなものっていうのは飛来しないように対策をするであるとか、小さいものもあります。どうするかとかっていう全体方針はすでに書かれている。
0:44:42	いうことで、
0:44:44	さらに、その懇系統枝番の 02 のほうの話にもなってしまうんですけど、そういったときの固縛のやり方っていうのも、電源車だてではなくて、全体として添付で示されているという理解でいいですか。
0:45:04	はい。
0:45:05	はい、変わるスムーズ千葉でございます。今おっしゃられたような全体的なことにつきましても、第 1 回の申請の添付書類で説明している。
0:45:20	入所ます。以上です。
0:45:27	規制庁コサクです。わかりました。そしたら初層判定申請書のほうも見てですね、抜けがないかといったところはチェックして適宜指摘いただければということです。
0:45:43	規制庁の入江です。沢山ありがとうございます。了解しました。
0:45:47	ほかにコメントもございますでしょうか。
0:45:51	規制庁のカミイシです続けて確認なんですけども、最後 6 ページ目のところ、あと新設センサー式体制耐性交通確保することが書かれて入っているんですけども、
0:46:08	と思う。
0:46:09	ここで
0:46:12	課税に対する一部の長上の措置というところが、これ自主的に先生向上のためっていうこと。
0:46:21	なんですけども、これが実績で旅っていう説明があるかと思うんですけどそれってどこ。或いはお伝えさせてるんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:32	これは事業許可にその辺具体的にお添付書類で記載させていただきましたけれども、第1回申請という意味では、この方針までこれ金属キャスクに対する措置になりますので、
0:46:51	こういったものは基本設計方針に第2回で追記する計画でございました。
0:46:58	具体的には、これは見かけの塩害端側項の金属表面が出たのフランジ部に対する未風の影響ということで、腐食の形態からすればその下に進展するような腐食、
0:47:16	にはならないということで、事業許可の添付書においてもそういうものは施設管理の中で管理できていると。で、さらに必要に応じた募集の対応も可能であるというところまで事業許可では説明しておりますので、
0:47:32	同じような内容は、第2回の金属キャスクの対応として基本設計方針への追加する計画でございました。以上です。
0:47:42	Ar積付場です。
0:47:45	規制庁カミインです。ちょっとそういう意味で言いますとですね今の申請書との基本設計方針の記載とかですけど、具体的に例えば、例えば今おっしゃられた風の塩害みたいな話も含めてなんですけど、例えば降水とか低温に対しても、
0:48:05	基本設計方針技術ますってということだけ書かれたってそれ具体的に何を設計するのかというか、
0:48:13	何をどう設計することによって、基本的安全機能に影響を与えないようにできているのかってところがちょっと読めない今懸念してる限りの冠水でますがその辺っていうのはフィルムが
0:48:32	基本設計方針の修正の中で検討は進められてますでしょうか。
0:48:38	RNAスムーズ千葉です。基本的には今建つ竜巻を除くと8事象をについては先ほど申しあげました当然すべく辞書が緩慢であるということだと、基本的にはもう使用済み燃料貯蔵建屋の中での話になるということで、
0:48:59	基本的にはその建屋側の構造健全性ですから概況を維持することで、まずはあの防護されるものというふうに言いな位置付けで考えておりましたので、特にその具体的にどういう対策によってということまでは特に2回目でもつい
0:49:18	罰する計画はございませんでしたけども、例えば今の御指摘ありました防水に対しては当店追加で何かするということではありませんが、具体的には例えばキャスク本体などとそうでカバーするような話になると思いますので、
0:49:35	そういったところをまで被災したほうがいいかどうかちょっと検討させていただいて、人であれば
0:49:44	次がを検討したいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:48	規制庁のカミイシです。我々として確認を設置したいことが一つと、基本設計方針がちゃんと定められてるかっていうのも大切ですけども、もう一つ確認三つ自治体と考えているのは今回申請対象である電気設備に
0:50:03	そうそれらの防護に対する機能を果たしているのか持たせてないのかっていうのが最低限わかるように説明をしていただかないといけないなというふうに考えてますので、ただ、基本設計方針を維持するように設計しますとだけ書かれたのです。
0:50:23	そのために適切な離隔機能を期待するものがあるのかどうかはわからないので、そこは適切に説明していただければと思います。
0:50:36	最初に寒とか傾斜監視最初に他のその抽出とか、関連して整理してあげればと思います。
0:50:45	RFS向きバーでございます。今の最高の発行話になりますけども、電気設備自体は自然現象等からの防護という観点では防具対象にならないというところもありまして、
0:51:02	そういう意味ではそれを自然現象電気設備を防護対象設備から守るための基本設計方針みたいなどころはどこまで言及すべきかっていうところを検討はもう以外しますけども、
0:51:18	基本的に今の第1回の申請の基本設計方針の記載で、
0:51:23	我々としては十分かなと考えておりましたがもう1回の検討はさせていただきたいと思います。以上です。
0:51:31	きっちり
0:51:32	鳥瞰して検討はしていただきたいと思います。あともう1点ちょっと付け加えさせていただきたいと、多分事象ごとに何か記載が、先ほどなんていうのは、記載のレベル感が鉄鋼違うたと感じていて、の熊木外部火災、
0:51:50	イトウ
0:51:50	火山についてはまずいかどうか判断する規制基準追加事項なので、当然内容が厚くなってくるかとは思いますが、それ以外の丸3日も見てる部分については思いますが、その記載が何か。
0:52:05	すっかりある程度しっかり書かれた様とを何かただ今日は基本的には駅の溢水みたいな記載だけになっているのがあるので、そのあとピア平仄を合わせるような形で整理していただければと思いますので、お願いします。
0:52:22	RFS無痛千葉でございます。今
0:52:27	例示されたの3事象というのは、言い換えれば発言の何かあって、その評価ガイドっていうのはきちんと整理されていって、当然我々の施設としてもその評価回答を3にして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:44	それがあまりそういったことのないようなことをしなければいけないということで、あえてその評価ガイドに沿って詳しく評価のプロセスですとかそういったところを説明する必要があると考えて他の事象に比べては、詳細な記載になっておりますけども、
0:53:02	あと他の事象につきましてはそういうものが外部的なものもないということとあとは当然ながら、他の選考の事業者さんの評価内容との参照しながら同じような飛んで今記載してるというところで、
0:53:18	他の事象についての立つそのガイドに沿ったような評価みたいなどころまでは当然いかないのかなというふうに考えております。以上です。規制庁の監視ですすいませんちょっと誤解があるかと思うんですけど 30 外壁以外が違うっていうのはいうことであるというふうにおっしゃられたように、
0:53:38	あると思っはいるんですけども 3 事象以外の例えば風及び降水と低温と積雪とかっていうのを
0:53:49	それ以外の四つの記載が何か地裁のレベルが違うのかっていうのがあっているっていう話を申し上げているので、そこはそこで合わせていただきたいというふうなコメントです。
0:54:04	あるFS－11%でございます。今日の確認なんですけどそれ以外の 4 事象と云ってるのは、風と降水等、イトウ雷Eとあとは、
0:54:22	低温で貯蔵カミシさ議論とあと作成ツールです。
0:54:27	このことをですね、主一貫内読み直して検討したいと思います。以上です。いわゆる千葉です。
0:54:41	規制庁の日です。ほかにコメント等ありますでしょうか。
0:54:54	よろしい、規制庁の石井です。よろしければ次の資料の説明をお願いします。
0:55:01	ポイントを絞ってお願いします。ナガイ資料であると思うんですけど。
0:55:07	IRRSと強度で制度では 011－02 竜巻です。ポイントを絞って説明したいと思います。山本さんからお願いします。
0:55:18	IRRSの六つのサポートだけです。それでは法の 011－02、まずは竜巻に対しての固縛の方針と評価結果ということで、勝負に対する飛散防止策の考え方、これが本体でして、添付して、電源車の固縛装置の評価方針。
0:55:37	あと、その結果が添付されております。そういう構成になっております。それでは、011－02 の資料をご覧いただければと思います。
0:55:49	まず、上叢掲示で 1 ページ 2 ページ 3 ページ。
0:55:54	これにつきましては概要等、設計飛来物の選定のプロセスフローになっております。そこら辺で選定された解析飛来物についての記載がございます。これについては直下の断面ぜ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:10	正に御説明させていただいたものです。
0:56:13	それで第1部のフロー図をご覧くださいと、設計飛来物として設定する。
0:56:21	プロセスの途中でねずみ色で網をかけている部分もありまして、そういったものについては、ほぼ担保措置を実施することで設計飛来物として設計しない。
0:56:34	ということで、そういうものに関して今回設工認で対象となるものがあるか否か。
0:56:41	そういったものを選定して設工認に新所たものです。
0:56:48	紙の提示で4ページですけれども、今回の設工認ではどういうふうな考え方で電源車の固縛装置を添付したのかについて記載をしております。スターのページ下のほうにパンパン
0:57:06	点ほど記載ありますけれども網羅性の中の表にまず乗ってくるような設備であるってということと、あとは構内にどうしても行ったかなきゃいけないものだと。
0:57:21	ということと、あとはそれが設計飛来物を超えるものだ。
0:57:24	いう条件を満たしていましたので、今回、電源車の固縛装置を
0:57:31	計算書として添付したものです。
0:57:35	ですのでそれ以外の固縛が必要であるといった許可断面での例えばコンターが区間につきましては、もろてる中枢の表に出てくるような設備ではありませんのでええ計算書として添付してないものにします。
0:57:54	次のページ、ですけれども、1.3項の続きですが、当電源災害でも、今後そういったものが出てきた場合、せこい加速するのかどうかについて記載があります。
0:58:09	その次の1.4項ですが、当設工認対象とならないものについても、保安規定の中で我々としてきっちりAピークということで、そこら辺の考え方が記載しております。
0:58:29	御説明としては以上になります。
0:58:33	当局にこっち。
0:58:35	規制庁のイシドールそれでは規制庁側からコメントをお願いします。
0:59:02	これはコメント等ありますと、
0:59:04	はい規制庁改正す。
0:59:08	今電源車が
0:59:10	固縛の評価結果のほうまで御説明の中でどこそこの訪問も大丈夫ですか。
0:59:18	コメントしても、
0:59:21	RMS六つの砂層だけです。2ポツにつきましては区切って御説明する予定でしたが、一律問題流れ出てしまったほうがよかったですでしょうか。
0:59:33	規制庁の施設に流れで、そこまでお願いします。
0:59:38	あるへ進む砂層だけですと東京事務所が、よろしくをお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:46	はい。
0:59:47	RFS東京事務所の森です。それでは添付資料の電源車の固縛装置の評価方針及び評価結果について御説明したいと思います。
0:59:59	初めに、本添付資料は設工認で添付した電源車の固縛装置の評価方針及び評価結果で示した評価結果の中でボルトが一番裕度が小さいという結果になりましたので、
1:00:14	このボルトに作用する荷重を算出するために、
1:00:21	計算過程を負った資料になります。また、そのボルトを
1:00:27	固定スルーブラケットに左右する荷重を求める必要があるためその両方の式について資料の中で黄色でハッチングして示しております。
1:00:41	それで2ポツの固縛装置の構造です。当該固縛装置は、連結材車両が固定剤地面が固定材という大きく分けると三つの構成パーになっていまして、あと、来
1:00:59	規則のコンクリート部分とアンカボルトについても評価しています。それで
1:01:07	当社の電源イシイシャワーのバッテリーは燃料タンクの一位によって等、
1:01:15	電源車の当社時空に対して作業対象にならず、左右非対称の固縛、配置となっております。
1:01:28	3ポツの評価方針。
1:01:30	ですが、
1:01:35	設工認の添付資料のほうではこの四つめのこのフローの中の四つ目のところで応力計算の後に最後の供用限界との
1:01:50	比較っていうところに飛んでるんですけども、実際
1:01:59	裕度が最も小さいポール等を評価指標すると、このフローから少しは右に外れた横滑り量を算出したり、電源車の最大移動量を算出するためにスリングの炉のBITSとか、
1:02:18	あと、人部材であるロータリーIVの中心座標だとかカトウXY方向のXとZ方向のなす角敷いた $\angle H$ を算出した上で、旅行。
1:02:35	算出して最後供用限界と比較しているっていう、算出過程になります。
1:02:44	5ポツですが、ここではどういう状態を設定荷重としたか、期待しています。
1:02:54	水平に横滑りしている状態を静的荷重として、横横滑りが限界まで達して連結材が最大に延び切った状態で反力が発生する。
1:03:08	状態を動的荷重として、固縛装置に作用する荷重として設定しています。
1:03:17	ポツ1ですけども、ここでは、実際に荷重の算出式について記載してます。こちらは先行電力の計算式をベースに踏襲した結果の荷重の算出式となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:40	6 ポツに飛んでいただいて、
1:03:43	はい。
1:03:50	ここでは
1:03:54	当連結ざいい。
1:03:57	の中の部材であるロータリーIVについて横滑りの荷重、
1:04:05	から
1:04:08	実際に電源車が移動したときのロータリーIVの座標を算出して、それで
1:04:23	実施してと実際にはですね
1:04:29	ブラケットに作業されるする荷重があって、ブラケットに取りつけてロータリーIVになるんですけども、そのロータリーあいボルトを介してかブラケットに荷重を受けるため、
1:04:42	どう取合ボルトに作用する荷重を再求める必要があります。その次に
1:04:51	9 月かじを受けてスリングが伸び切ったときの車両の移動量を計算することによって、導体IVーイトウ 5 の座標を求めて、XYZ軸の部分力を算出して、
1:05:05	応力を計算してるっていう一連の流れになります。
1:05:13	最後、77%、7 ポツ協研会の算出ですけども、ここはJSMEノウハウを
1:05:22	評価式にのっとしてブラケットや材料やボルト等の材料について、共用見解を算出しています。
1:05:34	最後 8 ポツですけども、発生した各部材に発生した応力荷重と部材の許容限界を比較して、裕度を
1:05:47	示しています。その中で 8 ポツの 4。
1:05:53	ですが、
1:05:55	ここで黄色くハッチングして赤字になっているところが最も裕度が厳しい評価結果となったおる等の値を示しています。
1:06:10	簡単ですけども、以上で説明を終わりたいと思います。
1:06:15	はい、規制庁のイシイですそれでは規制庁側からコメント等お願いします。
1:06:21	すいません規制庁解説。
1:06:23	今、御説明の中でも等実用炉の整備等をお願いしたの 2 つてことなんですけれども、私も評価モデル価格に移ってます。比較すると、具体的に細かいところは礫層が詳細に
1:06:40	書き過ぎてるのかなっていうのがちょっとあるんですけども、都の事例も参考にされてるとかですか。
1:06:50	あるケース東京の森です。参考にした先行プラントは東海 2 の経産省になります。そこからうちの固縛装置の設計を開始しています。
1:07:10	KK当然ます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:12	規制庁アカイシです。
1:07:14	イトウ
1:07:16	それでんですね、今うちの方で例えば泊とかを確認してたりすると。
1:07:25	当泊の例で書いてあるのは、主に
1:07:29	荷重の想定等、
1:07:33	連結材の選定等、
1:07:36	あとアンカーのせん断
1:07:39	必要長さっていうこういう主要なチェックな部分が、
1:07:43	書いてあってるっていうところがメインだと思うんですけども、
1:07:49	今の細かいところいっぱい書いてもらってるのもあって、特に6ぽつの評価方法のところ、
1:07:56	の記載がちょっと理解難しいものになっているのかなと思っています。
1:08:02	今3ポツの
1:08:06	評価方針フローに沿っての6ポツの評価方法が、
1:08:12	あるべきなのかなと思うんですけども、
1:08:16	今現状3ポツのところの
1:08:19	フローにきっちり沿った形で6ことが欠けている。
1:08:23	と思われませんか。
1:08:27	あとバーなんですけれども、
1:08:30	はい。
1:08:33	3ポツの評価方針のフローの中で、
1:08:42	横滑り時にロータリーIIボルトに作用する荷重の算出ってあるんですけども下のほうに、
1:08:51	これは6ポツの
1:08:54	評価方法で言うとトップに当たるのかをちょっと教えて欲しいなと思います。
1:09:02	RFS東京の森です。
1:09:06	ロータリーIVに
1:09:12	作用する荷重の算出なんですか。
1:09:18	あと、
1:09:19	
1:09:27	36.3.
1:09:35	すいません6.4ですね。
1:09:43	次、
1:09:49	また、
1:09:50	ごめんなさいえっと次のロータリー合いボルトに作用する荷重、

6

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:55	ていうロータ実際は荷重算出し、
1:10:01	してるんですけども、本資料ではロータリーありボルト等、
1:10:07	のうち、IIのところを
1:10:10	座標に見立ててそこから電源車の移動量とかそこから荷重を算出してるとって いう
1:10:17	流れを示していて、そのこのフローに沿ってロータリーIVの荷重のところの計 算式までは載せてませんでした。すいませんでした。
1:10:31	規制庁アカイシです。イトウ。
1:10:35	わかりました。ちょっとそういう意味でもですね
1:10:39	この3ポツのフローの記載等を、この6ポツの評価方法っていうのをちゃんと こう整合するようを書いて欲しいなどはまず一つです。
1:10:50	あと、
1:10:51	ちょっとわかりやすさという意味で、
1:10:54	6ポツの記載について評価の流れ、3ポツの結局流れですよ。
1:11:01	ていうのを柱書特定6ポツの冒頭のところにに入れていただければいいのかな と思うんですけども、その辺りはいかがですか。
1:11:16	RFSと東京の森です。
1:11:20	6ポツの評価方法の冒頭に3図3-1のフローに沿った評価方法とするって いうことを記載するっていう
1:11:33	認識でよろしいでしょうか。
1:11:36	それから、もうちょっと中身具体的に書いていただいていいと思うのすいませ ん規制庁アカイシです。中身が具体的に書いていただいていいと思うんですけ れども、例えば走向ポツとかですと、
1:11:46	当初柱書にある程度具体的に書いていただいていると思いますので、
1:11:52	そういった直面していただければいいのかなと思っています。
1:11:58	RS東京の森SS理解しました。
1:12:09	中途アカイシ清掃私から以上です。
1:12:13	規制庁の石井です。ちょっと私の方から関連して今の申請書類の中に添付書 類とかでも実際に評価した結果が書かれているんですけども、申請書の書 類の中で実際に
1:12:31	店舗の中で来バックの装置の構成要素っていうのがあったときに、評価結果 にボール等スプリングブラケット部っていうのが出てくるんですけど。
1:12:43	実際には法制部材の中にスプリングブラケット部という言葉が部品がないん ですけど、そこの整合の考え方はどう考えたらいいんでしょうか。
1:12:58	RMS東京の森です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:02	イシイさんおっしゃる通り、添付資料のほうは、スプリングブラケット部っていう評価結果にスプリングブラケット物的さしてなかったの、すいません、そこは修正して補正させていただきたいと思います。
1:13:20	規制庁の石井です。今の説明は何をどういうふうに
1:13:28	修正すべきというふうな御意見です。
1:13:31	補正申請書の添付書類の中では許容力の評価の結果の対象がスプリングブラケット部と書いてあるんですけど、構造部材の中の紹介というか、こういうものを使ってバック日本語の使ってるという中に吊具ブラケットっていうのがなかったの、
1:13:48	そこはそうふうに情報を追加するというふうに理解すればいいでしょ。
1:13:56	RFS東京の森です。尻尾リングっていうのは、汀線れ実際車両のバンパーみたいな、
1:14:08	解消に突っぱねバネ式のスプリングが入っていて、もう
1:14:18	ごいを区別するために使用していた言葉なので、
1:14:26	預要素の
1:14:28	固縛装置の構成要素の中ではちょっと部位についてまでは記載はちょっとできない。
1:14:36	で考えています。それでさ、
1:14:43	それがちょっとわかるように、添付資料のほうを
1:14:52	それで日店舗今添付資料のほうなんですけども、6 ポツの評価対象部位と許容限界っていう表の中に部材っていう記載評価。
1:15:05	表の中にあるんですけども、そこにサイトウスプリングから決得っていう記載がをしております。
1:15:21	評価結果のほうにはスプリングっていう観点な言葉で書いてしまっているので、そこは整合取りたいと思いますが、
1:15:31	いかがでしょうか。
1:15:34	規制庁の日です。申請書の中で、ちょっとスプリングブラケット
1:15:39	というのが、その構成部材として評価の対象になってるように見えなかったの、
1:15:47	実際の
1:15:50	添付書類の 7-2-4 というところに、評価方針と評価結果というのが現行の申請書にあるんですけども、
1:15:58	はい、その中で最終の評価結果のところゴールと括弧スプリングブラケット物で引っ張りとせん断が尤度が固着一番小さくて許容限界に対して応力がそれ以下になってるって評価をされてるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:14	このスプリングブラケットがこの評価の対象っていうのが、なんか見えてない感じがするんですけど。
1:16:22	コア、RFSあ、
1:16:25	はいどうぞ、RFS東京森です。了解しましたそこをちゃんと評価部から、
1:16:32	どこかっていうのがわかるように、
1:16:35	添付のほうを修正して、
1:16:40	補正したいと思います。
1:16:43	規制庁石井です。よろしくお願いします。
1:16:46	ほかコメント等お願いします。
1:16:56	規制庁コサクです。
1:16:58	先ほど、
1:17:00	01のほうの資料のところで利用したところで、
1:17:09	電源車以外のものについてということをお話したんですけど、この資料で書いてあるところだと、基本的には電源車だけです。
1:17:21	いうことを言われているようで
1:17:28	それ以外も対策について、
1:17:33	4ページ5ページとかで書かれているようなんですけど、そのあたり、どういう整理をして申請書情報等まとめていうか、
1:17:44	ちょっと言ってもいいですか。
1:17:48	アルファシステムズの佐藤だけです。
1:17:54	現災害のと固縛するとしたものを途絶公認対象になるようなものについての前固縛等の方については特に方針は書かれてなくて固縛すると。
1:18:10	いうふうな記載では書いてあります。
1:18:13	設計飛来物を超えるもの。
1:18:16	は、規制庁のほうです。すいません。設工認対象設備のうちっていう限定を渡してなくて、
1:18:25	要は設計方針として、固縛するという方針のものについては、その固縛の内容について、添付で書いておく必要があるだろうと。
1:18:36	ということで、そのうちの
1:18:40	固縛するもので申請対象設備であれば、具体的に評価します。
1:18:46	ということで、ここ、最後の部分は説明されてるんですけど、そのそこに至るまでの固縛すると言っていたものについての全体としての固縛の欲しいということについてどこまで書いて、
1:19:02	あるかっていうことなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:05	RSのパソコンだけです。電車への固縛するとしたものの扱いなんですけど、設計飛来物を超えるものであれば、何らかの対策をとるっていう期待してあります、と固縛するものに関しては、また日ができないものに関り、
1:19:24	上げるわけですけども、そういったものについては問題は固縛をすると。
1:19:30	いう対策をするっていうことは書いてあります。
1:19:33	規制庁コサクですけど、そういう漠とした方針は許可でも聞いてると思うんですけど、それをどう固縛をするのかっていう運用の1例みたいなものを先行の電力なりでの設工認って書いてあったんじゃないかなと思うんですけど。
1:19:53	どんな感じですか。
1:19:54	RS六つの砂層だけです。と先行の電力、具体的には柏崎は参考にして、我々の申請作っていますけれども、その中では具体例を用いて運用まで書かれていたという記憶はありませんでした。
1:20:13	規制庁コサクですけど、私の選考は一番最初の仙台でしかないんですけど、そちらのほうでは
1:20:23	大型のものだけじゃなくて、前フォールトかですね。
1:20:29	そういったものがシライしないように、こういうメガネつけますとかっていうことまで書かれてたんだっと思うんですよ。
1:20:39	というのに比して大分
1:20:43	記載が薄いなあという一方で申請対象物については細かいなあということで、
1:20:53	だから、
1:20:54	全体がうまく対応されてるように見えなかったんですよ。
1:21:01	あくまで全体の方針として固縛の方式によってこういうような選択をしてきますよということで、
1:21:12	強度計算をして飛ばないように確保しながらやりますよっていうふうにすることの応答がわかればいいと思うんですけど、単純にその5番としますだけだとちょっと足りないかなっていう気がします。
1:21:32	うん。
1:21:35	あと、
1:21:37	あとRFSもちろん冊だけです。もう一度先行電力さんの記載ぶりを確認しまして、我々の申請書にフィードバックすべきだとか、もう検討させていただいて、必要であるならば補正
1:21:52	申請で記載をしてくださいと思います。
1:21:57	結構ですし、タグチで使って、規制庁不足ですよろしく申し上げます。
1:22:05	規制庁のイシイですとかありますとか、
1:22:16	よろしければ次の資料の説明を簡単をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:23	IRRS等々のです。続きまして図面の整備についてです。宇津からお願いします。
1:22:30	はい、リサイクル燃料貯蔵の白井です。込まー014 店舗での整理になります。この添付図面につきましてはこの資料では現在店頭セメント申請しておりますけれども、その後のヒアリングですとか、発電炉との比較等を改めて
1:22:50	した結果ある変更する必要があるだろうということで、その方針について記載しているものでございます。
1:22:57	訂正 1 ページ目でございます。
1:23:00	またニプロ鋼板に期待してますけれども、発電炉の別表第 2 で添付図書としての 0 店舗が誘起されると言った点につきましても改めて
1:23:12	当社の施設の中で
1:23:14	検討したというものでございます。続いて、
1:23:18	このうち最後です。
1:23:21	火災爆発だったりとか、
1:23:24	さっき言ってますっていうんだったらちょっとだけでも、椿さん。
1:23:28	規制庁の石井です。多分火災爆発が抜けたんだと思うんですけど、図面であれば、本当に簡単にこちらでも読んでおいてください。お願いします。
1:23:38	失礼いたしました。° 図面のほうですけども、3 ページ目になりますんで配置図ですけども、申請対象となる設備ということで、重要度分類として今、①から③に示すものについては、図面中で明示すると。
1:23:56	ということで考えてまして、
1:24:00	現在ですと、
1:24:02	一つの図面に複数のものを書いているものを書いてあるんですが、少し移送し改めまして、THAI施設区分も説明がわかりにくくなるといったことから、
1:24:13	特に電気計装関係につきましてもの説明も多いので、そういったものについては
1:24:19	施設区分、
1:24:21	設備区分ごとには図面を作成するということにしたいと思っております。下にaからhまでNまで配置図の題名ということで記載しています。3 ページ目でペイ構造図でございますが、こちらの趣旨
1:24:36	施設工認で申請する主要な設備の要目表等なので。
1:24:42	期待してアレイインプット条件とですね記載されるようなものについては、本層や外形を示すということで検討するというふうにご考えてございます。最後転倒資料の 2 に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:56	2 回目の申請も踏まえましてこういったものをつける必要があるだろうということでリストアップしたものが添付してございます。簡単ですが以上でございます。
1:25:07	手帳のイシイです。ありがとうございます。そしたら私のほうから最初にちょっと設計確認なんですけれども、全般として、この図面に不足構いことの確認っていうのは別途あれフェイスが記者同様にやってるんでしょうか。
1:25:25	背景とリサイクル燃料貯蔵の白井です。
1:25:29	まず事前に不足はないという観点ですと、
1:25:34	添付資料の 1 に当社で今作成している主要設備リストとして設備ピックアップされてるものを
1:25:43	がそれぞれどこまで、配置図添付されるかということで設備が抜けてないかということの確認を、この仕事を行ってございます。後でちょっと別表第 2 との比較等も行って当社で、
1:25:57	よろしい設備があるかといった観点でのチェックも行ったといったものになっております。
1:26:07	以上です。規制庁の手術もおっしゃった弁という方にこういうのが出る。
1:26:13	すいません一等級この発言の別表第 2 店舗として要求されているということでこの資料自身には。
1:26:21	別表第 2 といったものを添付しておりません。規制庁のシステム化のわかりましたが別表 2 台になったのと言ってそういう意味では例えば設工認対象設備として挙げてるものを踏まえて網羅的には抽出している。
1:26:41	ということでしょうか、あとなんかでちょっと
1:26:47	なんですかね、基準適合とか、許可整合とかっていうところもきちんとを確認しながら、すべて漏れがないようにそれから、その設備が機能を果たすための役割として、こういうものを構造、
1:27:02	ずっとして選ばなきゃいけないかっていうところも含めて、きちんと精査されているということでしょうか日一連投げた前回のヒアリングのときに、
1:27:14	地下貯蔵タンクの計量器の話を入れるか入れないかっていうところがあったりとかっていうのがあったと思うんですけど、その辺整理の状況はいかがですか。
1:27:23	イトウリサイクル燃料貯蔵のシライですというのもおっしゃられた経常黄色関係の電気、
1:27:32	電源供給する系統といった観点ですとんと。
1:27:52	添付資料の 2 で言いますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:58	北から三つ目の 18-4-4-4、常用電源設備の単線結線図というところで、こちらのほうに記載するというので考えてまして、
1:28:09	だけどのをこの添付資料の 1。
1:28:13	いますと、
1:28:23	普通、
1:28:26	それとは、8 ページ目の 6-1 の
1:28:29	妻だろこれまとめた時の
1:28:34	N機器リストのほうには今入ってなかったでここに、ここに理事トップとしてはこの中に入っていないんですけども、そちらにつきましては認識してまして、H 6-1-28 の高台等に繋がるということ、図面として起こすことにしております。
1:28:54	うん。
1:28:55	規制庁の石井です。そういう意味で、どういう結果延長限定網羅性をきちんと担保できてるかというのを、
1:29:02	きちんとした手順で進める必要があるかなというふうに思っています。
1:29:09	一方で先ほどその発電炉の別表第 1 棟の比較でっていうのももちろんその発電炉の中でやってある別がない設備は当然、必要ないという判断を思うんですけど、発電炉に回って歩い別にあるものの設備で、
1:29:25	必要ないと判断したようなものはあった場合に、その判断基準はどういうふうに考えてるんでしょうか。
1:29:40	リサイクル燃料貯蔵のシライですと、別表第 2 に記載は、
1:29:45	あって、内当初なかったものということで地形図等はなかったので今回、
1:29:52	地形図をつけるということで
1:29:56	記載をしています。あと
1:29:59	別表第 2 のほうであってそれで。
1:30:03	当社のほうでは要らないだろうということで判断したものについてはこの資料ではないんですが、まだ改訂版を出してないですけども一番最小の 004。
1:30:13	この資料をつくったときに添付資料あと図面等の別表第 2 と比較をしましてそちらのほうに、
1:30:22	その判断を記載をしておりました。
1:30:27	規制庁の資料具体で言うと、
1:30:31	実用炉にあってあれもあるけれども、必要ないだろうというふうに判断したものがどういうものがあるんですよ。
1:30:42	30
1:30:44	委員長。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:49	入れるケース、
1:30:50	ベースケースとして、
1:30:52	リサイクル燃料貯蔵の白井です。別表第2棟ですと三つの熱計算ですとか、あと、
1:31:01	出つつ別冊で抽出熱出力計算書、
1:31:05	ちょっと
1:31:07	当社も若干関係あるかなと、そういったものはありますけれども、直接当社の機能としては必要ないというふうに
1:31:15	これに関しては、
1:31:19	添付しないこととしております。
1:31:21	はい、わかりました。ちょっとお待ちくださいね。
1:31:30	規制庁コサクですけど、その間にちょっと話しますが、今言われたんです生産図は、
1:31:37	関係ないんじゃないですかね、そもそも、
1:31:45	第2回ということで、それもピックアップしていくってことだったでしょという単位でかけたいと思って、関係ないってことは協議してるっていうのが、003とかどのように説明した資料の中で出てくるというのが御説明になります。アカサカでした。
1:32:03	規制庁コサクですけどイシイが効いたのは関係ないものは除いた上で関係はあるんだけど、つける必要はないと思ったものっていうのはありますかっていう質問だったので、
1:32:16	それそういうのはありませんでしたらありませんって言ってもらったほうがクリア℃あるんであればもうちょっと関係がどういう面であるけど、でも、内しいと思ったのはこういうことすっていうのを、それぞれちゃんと説明していただいたほうが良いと思うんですね。
1:32:40	はい。
1:32:49	アカサカです。ちょっと待ってください。資料見てますので、
1:32:54	ちょっと何か一番最初に足して00
1:33:57	古作さん申し訳ありません、ちょっと電話対応が入ってしまったので、少し
1:34:02	カミイシのほうで議事進行させていただくので、ちょっと引き続き続けていただければと思います。すいませんお手数おかけします。
1:34:14	各規制庁コサクです了解です。いずれにしても
1:34:19	今、RSのほうも、ちょっと待ってくださいということです。確認をしている最中の分でちょっと待ちますかね。はい。私お伺いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:31	アカサカですけど、今調べて調べているか広角の指導をですね、どこにある探せないんですけど、基本的にはですね。
1:34:40	別表 2 で、さっきありそうなもの、別表第 2 課で関係ありそうなやつはですね、幅広く拾って今回つけようかなっていう方針は持ってますので、
1:34:51	あんまり
1:34:53	やっていって言ったやつは大体っていう気がしてます。
1:34:58	コサクです。私もそんな印象を持っているので、
1:35:05	最終的にきちっと整理をしてその分ねえ方その状況説明いただければいいかと思えます。よろしくお願いします。
1:35:15	アカサカですけど、もともとオリジナルが設工認として点物だったのでそれをベースにしてっていうところもあったんですけど、今回ですね指摘あって、別表第 2 からっていう
1:35:25	アプローチまたなので今回てんこ盛りでつけさせていただくというのが現状ですので、またあわせてですね。
1:35:31	形式にこんな図面でましてや依頼図面というのを、
1:35:38	提案させていただきたいと思えます。以上です。
1:35:45	規制庁が見せていただいたと思うんですか、図面に関して規制庁側からコメントはよろしいでしょうか。
1:35:59	よければを続いたのある先生からご説明お願いします。
1:36:06	耐RS等々ですいませんちょっと順序が前後しましたが 012 の火災及び爆発の防止について御説明いたします。
1:36:15	リサイクル燃料貯蔵のテラヤマです。ただそれ 1 につきまして御説明いたしますので、まずロジックペーパーで今回の説明内容ですが、今回はですね、施設共通で整理している。火災等によるもん早々の募集の内容がまだ 1 回申請の歴史的にいろいろな機器をされているかと。
1:36:35	いうことを本誌のほうで説明しております。
1:36:38	それでは 012 の資料についての概要ですが閉答えを指導の 1 ページになります。1 ページ 1 ポツが長いようで大体内容が 2 ポツから入ります 2 ポツで事業許可との整合性を確認しておりますについて記載しております、
1:36:55	マーカ-の整合性につきましては、添付書類の 1-1 での事業許可と整合性の中で確認しております、火災等による損傷の防止についても、事業許可と同義だからまた具体的に整合した内容書いているところということは確認しているところになっております。
1:37:14	同様にできたときの内容についても、及びご質疑こと確認しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:19	それでは 2 ページ以降の 33 孔からが技術基準への適合性について確認しております。まず基本設計方針が技術基準的、引き続き御してるかということで、各 12 条、火災の上に東奥日報から参考につきまして適合性について。
1:37:37	確認しております、そちら一向に効果が主に感知消火に関すること参考がデフレプレナムに関するところなのですが、そちらにつきまして、技術基準、基本設計方針につきましても、議事に整合してるってことを確認しております。
1:37:57	あと、
1:38:01	同じ 3 校の
1:38:07	すみません。
1:38:09	どうぞ。
1:38:12	次いきましよう。
1:38:15	こちら、
1:38:17	少々お待ちください。
1:38:21	根本的に、
1:38:24	80 ページですね、失礼しました。まず 1 ページからですね 3 ポチのところ、電気設備の詳細設計についての適合性について確認すると、実機への適用性を確認しているところになっております。こちらでは逆の方に関するまし養老あの確認するとともに、
1:38:44	それが技術基準への適合してしてるということを申請書、第 2 申請書の説明資料の中でも、電気設備に関する対応のほうへ季節に対する火災対応について、お示しすることでそれが適合しててるということを確認しております。
1:39:03	観光地山のところでなお、富む今回第 1 回では電気設備ということで、適切に関する適合性をお勧めしておりますが、第 2 回以降についてはいけばその残りのところとなりますが、の適合性を説明するということを考えておまして、
1:39:22	主には消防用設備の詳細設計の機器構成、あと、それ以外のそうですね不燃難燃に関する適合性を説明することを考えております。
1:39:33	あと横地域につきましてはこちら側のさらなる信頼性向上の観点から設置する受け手区域の加工鉄骨の緩衝材についての火災発生防止対策についてはもうこの補足説明資料の中だけで説明することで考えております。
1:39:49	いろいろな説明のところで電気設備に関する控え、
1:39:58	対策について適合していることを確認しておりますが、最後の 14 ページのポチに書いてるようになりますね、今後と一部適正化の固めに補正を考えておまして、先ほどありました。
1:40:14	都立学校で交通に関しての緩衝材に関してはまじっ設備になりますので、こちらの記載については、申請書のほうの後、基本設計方針及び添付の通り記載

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	がありました、こちらにつきましては削除することで考えているということと、
1:40:30	あと、説明さにありました火災区域区画区分につきましては、入ってる図面のほうでエロい移動させることで考えるということで、そちらの方でよく考えております。
1:40:44	説明は以上になります。
1:40:48	間接だけ今の説明について、規制庁わからないからお願いします。
1:40:58	ちょっと規制庁の日です今戻りましたすいません。
1:41:05	湖西の資料で経営陣の側になると思うんですけど、今回申請設備である電気設備についても、燃性もしくは難燃性であることを基本方針に追記すべきだというふうに思ってるんですが、
1:41:20	その辺は今検討されてますでしょうか。
1:41:25	はい。リサイクル燃料貯蔵のテラヤマです。そちらにつきましては、すでに気候的方針には電気設備という言葉で話がその他の全体の中の施設内のやっばりについてのお値段面については記載しておりましたので、
1:41:44	軌道の中で読めるかとは考えておりました。以上です。
1:41:50	規制庁の取水ペット電気設備のほうの基本設計方針のほうでは記載は今考えていらっしゃいます。
1:41:58	最後に燃料貯蔵のテラヤマです。便器固めに管の火災の発生がこれ難燃については、はさへの共通の基本設計の方針の中で書くというまとめて書くということを考えておりましたので、
1:42:15	電気設備のほうではちょっと、ちょっと出しておりませんでしたので、
1:42:22	罹災取り燃料貯蔵の白井です。所の電気代テレビについて不燃難燃については、この当初書くことで予定をしておりましたが、12月等の面談をしているときに、火災の方でも記載を、
1:42:38	共通ということでそれので別電気単独としては要らないだろうということで、その面談のときに、補助金っていう伺いまして、電気設備としての記載は削除したという経緯があります。
1:42:53	以上です。以上です。
1:43:01	委員長の石井です。そうわかりました応力は、
1:43:06	当火砕の基部方針のところ、そういうふうにいるというふうを書くことによって、もちろん電気設備というのも、そういう基本方針に従って設置するものだというふうに位置づけるというふうな形で今考えてるってことだと1回しました。
1:43:28	1オノで実際に今、電気設備として取り上げてるもの自身は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:36	不燃難燃以外にならなきゃいけないような部分っていうのは、今想定をされるんでしょうか。
1:43:43	リサイクル燃料貯蔵のテラヤマです。基本的にはすべて連難燃のもので作ることで考えておりました、主に今日の資料でいきますと、補足説明で12ページのところ、
1:44:00	になります。12ページの4ポチにというところですね。こちら添付
1:44:08	一つで申請書の添付の抜粋になりますが、それが燃性開業医難燃性材料の使用についてというところもできたときに関すると材料の使用についてこちらの抜粋しているものなのですが、基本的にはこちらに記載する材料のようなものを考えておりました、
1:44:27	不燃のもの、あとはケーブルにつきましても、難燃こちら示すような仕様の難燃ケーブル及び難燃性ケーブルを使用するというので、基本的にはさりげ技術基準規則に沿ったもので対応できると考えております。以上です。
1:44:46	規制庁の石井です。
1:44:49	前回さっきおっしゃった12月の段階で要らないんじゃないかっていうことではあったんですけども、今の電気設備について火災発生防止の観点からも、
1:45:05	審査というか基準適用性判断する上で、であれば電気設備の基本方針にも粘弾目を
1:45:14	回答いただくほうがいいのかっていうふうな感じもあるんですが、いかがでしょうか。規制庁こそませんけど、すみません、
1:45:24	本文で書いてあって読めばそれはそれでいいと思うんですけど、一方で、先ほどの外部事象のときにキャスクについては、キャスクの個別のほうにCAQつもりだっという話があって、
1:45:40	それも共通で書くものと、個別で書けばいい。
1:45:45	まずよねっていうところはあまりいいお話できなかったんですけど。
1:45:50	少なくとも共通で書くときには、具体的に設備の展開っていうのを細かく書くわけじゃないって、
1:46:01	共通の方で選択肢をもってですね、BまたはCの対策を講じますっていうようなものの場合、個別の設備の設計方針として、ここでは、そのうちのAを選択をして設計しますと、
1:46:18	というようなことは、
1:46:21	共通で書くよりは個別で書いたほうがいいたろうっていうことがあると思ってます。そういったところで共通で書くものでそれで十分なものと個別でも書いたほうがいいもの或いは個別で書くべきものと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:38	いうことの方考え方を整理をして説明いただくということだと思んですけど、その辺り、
1:46:46	少し先ほどの話でも共通変わん離隔ものという意識がこちらよりも大分RFSを少なかったような気もするんですが、本件については逆に共通で書き切るという意識になっていてというところで、そのあたり先ほどの議論も踏まえて等を完売化っていうのは、
1:47:07	そう。
1:47:11	リサイクル燃料貯蔵シライです。電気設備の火災防護関係につきましては、ほとんど側の共通としてうたってるものを共通事項と重なるところが非常に多いので、基本的には共通のところ御説明
1:47:27	で十分かなというふうに考えておりました。
1:47:33	規制庁コサクですけどすみません本件だけじゃなくて全体としてどういう考えになってるかということをお聞かせいただき、
1:47:41	あと特に歩かりサイクル燃料貯蔵の白井です。
1:47:49	前々回と、それはそっち周知し、
1:48:04	ちょっとわけじゃない。
1:48:08	づらく燃料貯蔵の白井です。それと火災についてはまた共通なので全部そこでか切ろうと言ったことで考えておりました。あとそれ以外に、自治体自然現象ですとか津波はそれぞれの事象に応じて各設備が
1:48:29	対象とする設備が大体異なってくるといったところ終わろう火災の場合はほとんどの設備を網羅的に対象になるという認識をしてるんですけども、他の自然現象等についてはそれぞれ対象となるものが違うということで、
1:48:45	火災ぐらい火災まで共通に示そうというところまでは意識していただきます。
1:48:56	それでちょっと回答になってるかどうかわかんないんですけど。
1:48:59	ちょっと補足です。ちょっとよくわかんないんですけど、
1:49:07	共通で
1:49:10	書くべきことっていう範囲として、Act捨て機能維持しますみたいなのところしか今書いてないっていうのがあったりするところで、
1:49:22	で、それだと余りにも概念的すぎるので、もう少し設工認としての基本設計方針になるような対応方針っていうのを明確にして欲しいということが今日の前半での話だったと思います。
1:49:39	その明確にした範囲の中で選択肢を持っているものだったりっていうのも具体的な展開は個別の設備の設計方針ということでもいいかなあと。
1:49:52	ということだと思んですけど。
1:49:56	その認識。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:58	よろしいですか。RSとしてもそう思ってるってということで、
1:50:07	そのリサイクル燃料貯蔵の白井です。はい。今の蔦澤おっしゃったように、個別のもので選択し、或いは対応が変わるようなものについては個別側で記載するといった考えでは、
1:50:20	同じだと考えております。
1:50:24	規制庁コサクですね。一方で、火災防護の範疇については全部共通の方で、
1:50:32	語りきるので個別のほうで具体的に
1:50:37	適用の考えとかっていうので、必要なものはないように、共通でしっかりと書き込むと。
1:50:44	ということですね。
1:50:50	リサイクル燃料貯蔵の白井です。
1:50:52	はい、火災に関係については共通的な面が非常に大きいというふうに
1:50:58	特に材料とを常に材料を使うところがあるところのスタートで始まるころなので、共通的なところが多いので、ここで書き切ることができるかなと傘のところで書き切れるかなというふうには考えております。
1:51:12	ちょうど14でもいいんでしょうけど、実際規制庁コサクですけど、今セーフガードの上でアカサカ、そういった情報も言われているようですけど、
1:51:23	12ページのブレザー何年のところもですね、(1)はありますんですけど、(2)は気が付きしや断器に限定をされていて、これって電気設備の方針じゃないのっていう、
1:51:38	いうふうに思えなくもないんですけど、一方でそういうのも含めて、共通のほうで細かく書き切りますと、
1:51:46	いうことであればそれはそれで書いてあって線源がされればこちらとしては審査ができるので。
1:51:53	考え再整理している。
1:51:55	漏れのないような形で申請をして補正を準備していただいたらいいんだと思ってます。
1:52:05	アカサカですね、イシイさんの意向も踏まえ、
1:52:11	少しそちらによる形で考えていきます。以上です。
1:52:17	手帳コサクですけど。そうするとですね、年内訓練だけの話ではなくて、その次の絶縁用の話もありますし、かつ前にお話した水素の問題として、水層の漏れい公衆に測ります環境しますと、
1:52:37	いったことも関係してくるので。どこまでどういうふうにかかって相当検討しないといけないっていうことになるって、よくよく考えて求めていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:50	ありがとうございます。よくよく考えたい。
1:52:53	二つを付けてきた。
1:52:55	を提案させていただきたいと思います。以上です。アカサカでした。
1:53:01	規制庁の石井です。よろしくお願いします。
1:53:07	あと1点
1:53:10	火災の発生の防止についてという観点から、地下タンクと全社も何かこう対策をとられているのかというところを確認したいのと、もしそれを取っているのであれば、添付書類等で指摘していただきたいなというふうに考えてますが、いかがでしょうか。
1:53:31	とした通り最後だな。
1:53:35	5日、はい。実際これのちょっと章ですと、前と電源車とか、地下タンクにつきましても、基本的にはちょっと先ほどの不燃難燃の指標というところの対策の劣るということで考えておきまして、
1:53:52	実際には私できましたまた地下タンクでいきますとコンクリート帰国イトウタンク天中に設ける後実際扱そのものは鋼板できるとか、あと乾燥砂を進めるとか、そういう形で船大したことれているというところ。
1:54:09	あと電源車も同じく、そういう基本的な構成鋼材から金属製のものと否定的でるところでありますので、そういう対策というところで、先ほどの不燃難燃の
1:54:24	中で落としませんように考えています。
1:54:28	すみません、規制庁憶測ですけどちょっと話がずれてるような気がしてて、
1:54:32	今言われている地下タンク電源車っていうのは、可燃物を持っている設備なんですよ。
1:54:40	なので、一般的なその延焼講師としての不燃難燃っていう話だけでは説明がつかないんだと思うんですよ。
1:54:49	若干今言われていましたけど、可燃物漏えいさせないとか、
1:54:54	それを検知するとか、
1:54:56	或いは可燃物がある程度エネルギーを与えないっていうことだとか、そういうその火災防止の阿蘇火災発生の3要素を踏まえて、
1:55:08	対策を講じてますっていうこと等の話だと思うんですね。
1:55:14	当然消防法に基づいて対応をとってるので対応とれているんですけど、そういう説明をしなくていいんですかっていうことだと思います。
1:55:25	実際これのちょうどテラヤマれてさ、今おっしゃられたような対策が実際にとられておりますので、ちょっとその辺りにつきましても、その対策の一環ということで、添付の中で追記はしていこうかと思えます。以上です。
1:55:43	リサイクル燃料貯蔵の白井です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:47	これつきされてる場所として電気設備の説明書に
1:55:53	ここまで来てるこういうところになるので、前駆的の説明書を添付当てはまる電気設備の説明書ですとか、或いは火災伝播の検討になるかそちらについては、社内で検討したいと思います。
1:56:11	規制庁コサクです。どちらでどう説明されて最終的にはいいんですけど、関連するので呼び込みをしていただかないですね、こちら側で説明が不足してるのはずっと指摘を受けたくないような機器、
1:56:31	弱面のちょっとシライです。ありがとうございます抜けられるし、していきたいと思います。
1:56:39	規制庁の石井ですよろしく申し上げます。
1:56:43	過去の資料に対してコメントありますでしょうか。
1:56:54	よろしいでしょうか。
1:56:56	そしたらちょっとあの中になってしまったんですけど最初にちょっと話した 003 の資料について、
1:57:04	修正ポイントとかあればと思いますけれども、
1:57:08	あと一般産業女神共用品の記載をどういうふう考えてるのかっていう含めてちょっともう一度簡単でいいので説明いただければと思います。
1:57:20	沖のナカジマと申します。先週ですね、安全機能の建設健全性種に関する補足説明ということで、開の位置する値で操作していただいて先週の金曜日に本文と添付 2×ということで、昨日送付させていただいたパワポのように、
1:57:39	県、
1:57:42	基本方針の中の 119 の安全機能技術。
1:57:46	有する施設に関するところ。
1:57:49	それ施設のところに
1:57:53	一般産業工業品の
1:57:56	サイン交換等の
1:58:00	の考え方を
1:58:03	追記して、
1:58:05	それを期しますしました。それとやっぱり
1:58:11	安全機能を添付のほうも安全機能の健全性市なんですけどそちらの方と書き分けて、
1:58:16	今日の社内の
1:58:19	設工認の進捗会議に諮った後に、
1:58:23	資料送付させて、
1:58:25	そうさせていただきたいと思ってます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:30	規制庁の石井ですけども最初のポイントとして、前回次回のヒアリングベースで対応資料の中で、ところ規制庁側からコメントあった通り、新設の今後の中で工事の方法のところにも学級書くべき記載内容があるんじゃないかっていう
1:58:50	コメントをされていて、例として、今加工施設名この前提提示させて情報としては共有させていただいてるんですけども、その中でも、えっと更新交換等については、工事の方法の中で整理をできる部分がすべき部分がある。
1:59:09	思ってるんですが今工事方法の方への記載というのは検討されていますか。
1:59:15	今、他の事務所確認中です。
1:59:19	講師の方がいいと仕様書4目標ですね。
1:59:24	規制庁コサクですけども、本件はあまりちゃんと書き分けた議論を先行でもやられてないので、あまり先行調べてもいい結果を受けて人だったら、
1:59:39	東京フルヤですね、先日行いましたヒアリングで受けました工事の方法の標準的なものを精度を上げると、その中のアイテムとしてアイテムの一つとして考えています。以上です。
1:59:56	規制庁コサクです。今言われたのは、検討を進めてますっていいんですかね。もちろん無難なんていうか、
2:00:06	間違いがないのは両方にある程度のことを書いていくっていうのが一番なんですけど、はいと同結果が書いてあれば読み込めばするんですけども、その作業状況とかを聞き、
2:00:21	IRRS東京フルヤです。普段というわけではないですが、我々としてはいろんなこれ地ちりばめたをもって自費でこっちのほうがいいじゃないかと。で、最終的には合理的な記載ということなんで、呼び込む形に持っていきたいと考えています。以上です。
2:00:40	規制庁コサクです。わかりました。
2:00:44	二つの意味では補整された後にですね、
2:00:47	ウラン加工の前年なんかを見ながら、記載すべきことはこういうところでこう書いてありますということで漏れはしませんっていう説明をしていただければ、審査としては効率的に進むかなと思いますので、補正のところ、そういった整理も含め対応いただければと思います。よろしくお願いします。
2:01:08	ありがとうございました。
2:01:10	規制庁の石井です。今のポイントについては
2:01:16	今度の審査会合の議論、そちらの対応状況にも含まれてくると思うので、その辺は今の僕はもう性状況も含めて、適切に審査会合の資料等も今後、
2:01:31	反映させていく方向で検討を進めていただきたいと思うんですが、そこはよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:39	笠川です。了解しました。
2:01:42	規制庁石井ですよろしくお願いします。
2:01:45	あとこの資料に対しておかコメント等ありますか。
2:01:56	規制庁の石井です。
2:01:58	カミイシ今オザキさんて、
2:02:01	戻ってはきてないですかね。
2:02:03	規制庁、
2:02:05	ただ、設置はいえっと
2:02:11	全般的なところで何かRFS側から確認等ありますか、それから規制庁側から全体を通して何かコメントがあればと思うんですが、
2:02:29	アカサカですけど。
2:02:32	審査会合資料のコメントの確認や一体これは仮にですよ。
2:02:40	はい。
2:02:42	はい。
2:02:43	後でまた確認させてください。はい。
2:02:48	規制庁の石井ですけども、ちょっと今日、本日の資料ではないんですけど、ちょっと情報共有というか指摘のポイントで、ちょっとこちらで、この資料とか整理してて
2:03:03	そう。
2:03:04	を紹介。
2:03:09	00の資料とかが今あります。手持ちの方法のところかなと思うんですけど。
2:03:17	いや、
2:03:18	どちらを幾つって言いました007。
2:03:26	計算の努力なんかじゃないですよ。
2:03:29	過去の過去のヒアリングしたかと思います。
2:03:34	こっちのほうですよ。そうです。
2:03:37	だからそれは対応します。
2:03:42	多分危ないから大丈夫と思いますってください。はい。00側の資料で、これからの工事の合計が複数ある整理に今なってると思うんですけど、こちらで見て、今年の4月に関連から申請のあった非常用電気設備が設工認申請では
2:04:02	こちらの方ほうが一方になっている例があるみたいなので、そこは
2:04:06	冒頭のところで電気設備についてはこの内何々と何々の計算を除くとかっていう整理ができるんじゃないかと考えられるので、実用炉の例もきちんと参考にして対処設備に共通で適用できる、また手続きにするように整理をしていただきたいというのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:25	ちょっと今日の資料ではないですが、あの前回示していただいた資料がちょっと追加のコメントになります。
2:04:33	IRRS東京フルヤですね、今追加とおっしゃいましたが、要はすでにコメントを受けたと考えています。標準的な形をまずつくってあって、例えば連休はこんな、そういう表現を工夫したいと思います。以上です。
2:04:48	規制庁のイシイですね、ちょっとよろしくお願ひします先行例も踏まえて、あそこが前回は設備に限ったような鍵形になっているので、いろんなものに適用できるような形での申請をお願いしたいと思っています。以上です。
2:05:05	あれフェイス東京フルヤです。患者さんの情報の提供、品等ありがとうございました。以上です。
2:05:12	規制庁コサクですけど、念のためですけど、私ちょっと指摘の趣旨はよくわかっていないんですけど、
2:05:21	一方、あれですとしては、なるべく共通でと言いつつも、カスクとそれ以外では検査の内容とか二重違うので、調達の仕方っていうのも違うのでという言葉もしれませんが、
2:05:36	仕分けはしますということだったんですけど、そうであったとしても、そのうちの共通部分っていうのもあるだろうっていうことだと思うので、
2:05:47	特に第2回のことについてということかもしれませんがなるべく共通の部分はそれがわかりアカシて、違うところを明確にするというようなことかと思ひますので、そのためにどうひ申請の仕方をしたらいいのかっていうのを、
2:06:04	考えてまとめていただければと思ひます。よろしくお願ひします。
2:06:09	RFS東京フルヤです。承知いたしました。
2:06:12	規制庁のイシイですか、コサクさんの補足ありがとうございましたすいません。
2:06:17	じゃあ他になければ、本日のヒアリングはこれで終了したいと思ひています。ありがとうございました一方で次回のヒアリングいちいち認知明後日ですけどもちょっと資料が非常に莫大なので、多分資料の説明なしでこちらからいろいろ確認をさせていただく形をとろうかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
2:06:41	よろしくお願ひします。はい。
2:06:43	じゃあ、6月9日のRFSの設工認に関するヒアリング、これで終了したいと思ひます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。